

○ 西いぶり広域連合の財政事情などを説明する文書の公表に関する条例施行規則

平成12年3月28日
規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合の財政事情などを説明する文書の公表に関する条例（平成12年年条例第26号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 条例第2条の規定によりその例によることとされる室蘭市の財政事情などを説明する文書の公表に関する条例（昭和23年室蘭市条例第15号。以下「室蘭市条例」という。）第4条第2項の規定により、条例第1条に規定する財政事情などを説明する文書（以下「財政事情説明書」という。）を閲覧することができる場所（以下「閲覧場所」を、次のとおり指定する。

- (1) 西いぶり広域連合事務局
- (2) 西いぶり広域連合を組織する市町長が定める場所

(閲覧の請求等)

第3条 条例第2条の規定によりその例によることとされる室蘭市条例第4条第3項の規定による財政事情説明書の閲覧の請求及び方法は、閲覧場所で、執務時間中にしなければならない。

- 2 財政事情説明書は、閲覧場所以外に持ち出すことができない。
- 3 財政事情説明書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。